

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2023年 5月 22日

広島県知事 様

提出者

住所 広島県安芸郡府中町青崎南2-15

氏名 マツダ株式会社 マツダ病院
院長 田村 徹

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (代表) 082-565-5000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和4年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	マツダ株式会社 マツダ病院
事業場の所在地	広島県安芸郡府中町青崎南2番15号
事業の種類	(P83) 医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値 **別紙8のとおり**

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

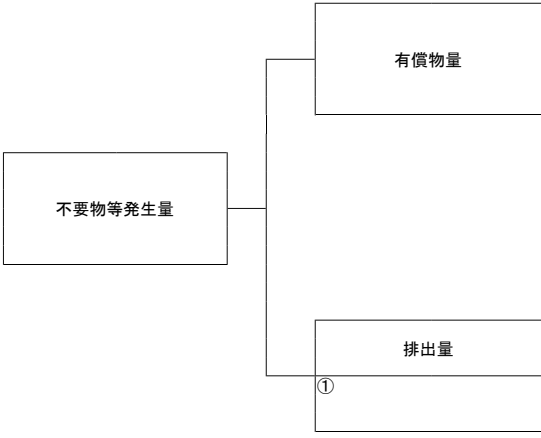
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	t
	前年度	t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		

※事務処理欄

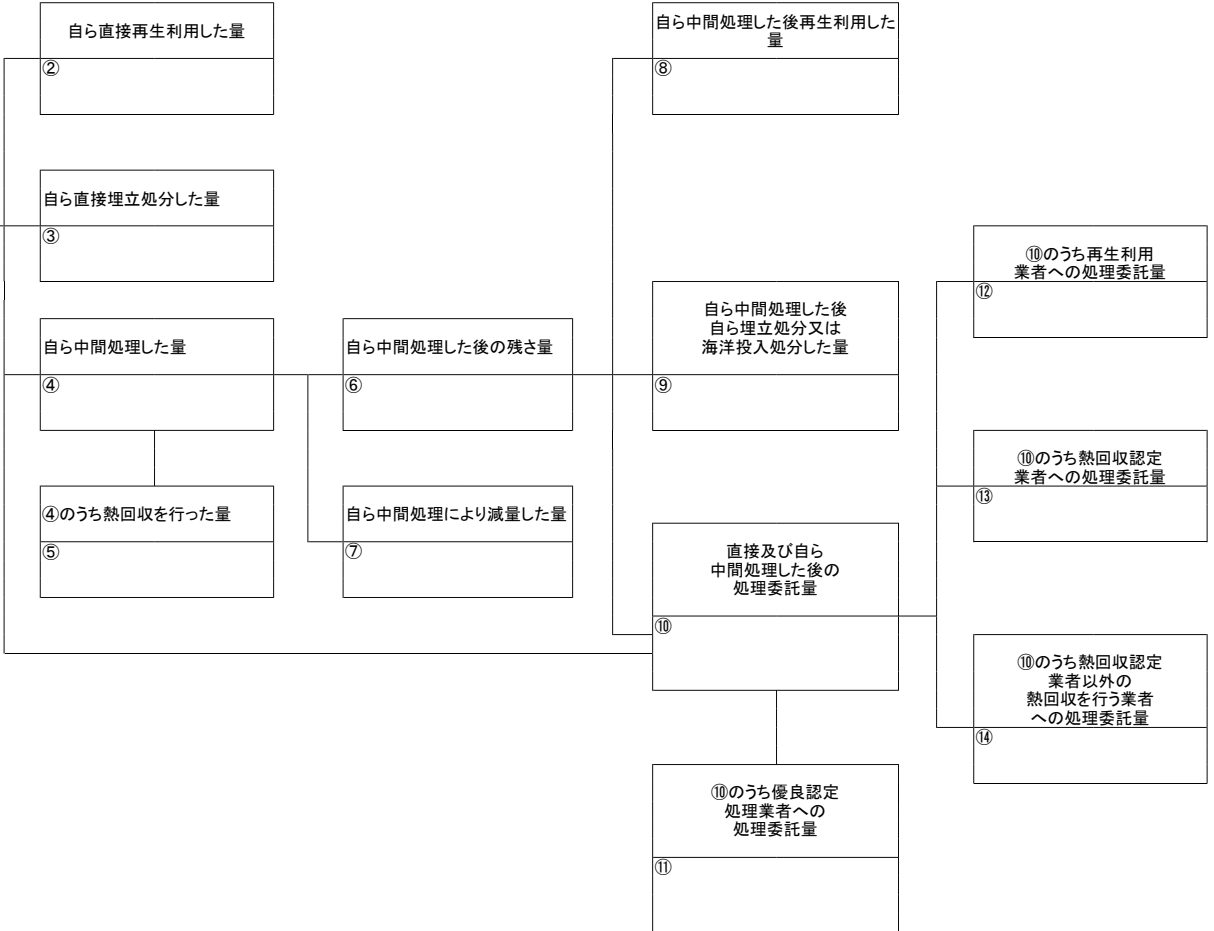
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:)

別紙7のとおり



項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙7-その1(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書)
(令和4年度実績)

単位:トン/年

特別管理産業廃棄物の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃油														
廃酸														
廃アルカリ														
感染性産業廃棄物	185.187									185.187	185.187			
ばいじん														
燃え殻														
汚泥														
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)														
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)														
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)														
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)														
鉱さい(特定有害産業廃棄物)														
廃石綿等(特定有害産業廃棄物)														
燃え殻(特定有害産業廃棄物)														
ばいじん(特定有害産業廃棄物)														
廃油(特定有害産業廃棄物)														
汚泥(特定有害産業廃棄物)														
廃酸(特定有害産業廃棄物)														
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)														
合計	185.187	0	0	0	0	0	0	0	0	185.187	185.187	0	0	0

別紙7-その2

	実績値(単位:トン/年)									
	① 排出量	②+⑧ 自ら再生利用を行った量	⑤ 自ら熱回収を行った量	⑦ 自ら中間処理により減量した量	③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑩ 全処理委託量	⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	⑫ 再生利用業者への処理委託量	⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
特別管理産業廃棄物の種類										
廃油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感染性産業廃棄物	185.187	0	0	0	0	185.187	185.187	0	0	0
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱さい(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃石綿等(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃え殻(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	185.187	0	0	0	0	185.187	185.187	0	0	0

別紙8(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

(令和4年度実績)

単位:トン/年

目標値(前年度に提出した 特別管理産業廃棄物処理計画の計画値)		実績値	
排出量	180	①排出量	185.187
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		②+⑧自ら直接再生利用を行った量	
自ら熱回収を行う産特別管理産業廃棄物の量		⑤自ら熱回収を行った量	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		⑦自ら中間処理により減量した量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
全処理委託量	180	⑩全処理委託量	185.187
優良認定処理業者への処理委託量		⑪優良認定処理業者への処理委託量	185.187
再生利用業者への処理委託量		⑫再生利用業者への処理委託量	
熱回収認定業者への処理委託量		⑬熱回収認定業者への処理委託量	
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年 5月22日

広島県知事 殿

提出者

住所 広島県安芸郡府中町青崎南2-15

氏名 マツダ株式会社 マツダ病院
院長 田村 徹

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (代表) 082-565-5000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	マツダ株式会社 マツダ病院
事業場の所在地	広島県安芸郡府中町青崎南2-15
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **別紙5, 6のとおり**

①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙5, 6のとおり

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項 別紙5, 6のとおり			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項 別紙5, 6のとおり			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】 別紙5, 6のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 別紙5, 6のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度 (年度) 実績】 別紙5, 6のとおり	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	t
	(今後実施する予定の取組等)	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙6

特別管理産業廃棄物処理計画
【令和5年度版】

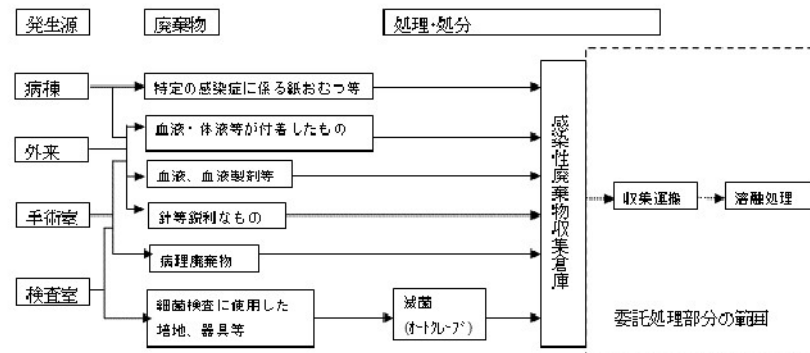
マツダ株式会社マツダ病院

1 会社の概要

- (1) 会社名
マツダ株式会社
- (2) 資本金
2,840億円(2022年3月31日時点)
- (3) 従業員数
23,266名(2022年3月31日時点)

2 当該事業場(マツダ株式会社マツダ病院)において現に行っている事業の概要

- (1) 従業員数
540名(2021年4月)
- (2) 患者数等
外来一日患者数 599名 入院一日患者数 186名 (2022年10月)
- (3) 事業概要 (P83) 医療業
診療科等 循環器内科/消化器内科/呼吸器内科/糖尿病内科/精神科・心療内科/
小児科/外科/脳神経外科・脳血管内治療科/整形外科/皮膚科/
泌尿器科/眼科/耳鼻咽喉科/歯科・口腔外科/麻酔科/
リハビリテーション科/画像診断科/健診科/救急科
病床数 270床
- (4) 感染性廃棄物判断フローシート
添付資料1 感染性廃棄物の判断フロー
- (5) 病院配置図
添付資料2 マツダ病院の配置図
- (6) 事業展望
広島市東部の基幹病院として救急病院の指定を受け、地域医療に貢献するとともに、健診・予防医学の推進にも積極的に取り組んでいる。
- (7) 感染性廃棄物処理フロー図



(8) 連絡先

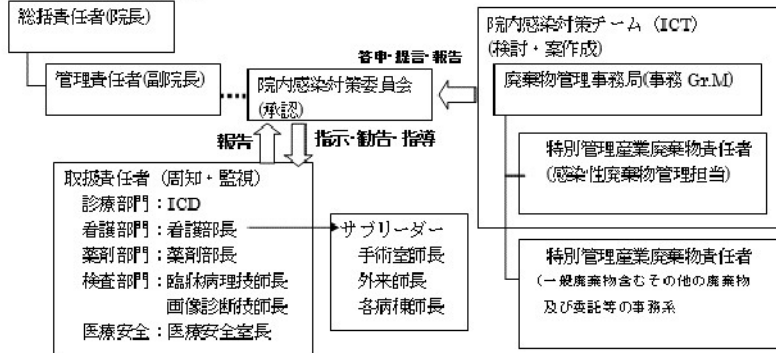
担当者：マツダ株式会社マツダ病院 事務グループ 特別管理産業廃棄物責任者

3 計画期間

2023年4月1日から2024年3月31日まで

4 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図



(2) 管理体制の強化

①管理体制（組織）

感染性廃棄物を含む医療廃棄物の適正処理に関する事項について検討するため、院内横断的な組織である院内感染対策チーム内に廃棄物管理委員会を置く。医療廃棄物管理に関する重要事項については、院長副院長が常時参加する院内感染対策委員会にて承認する。

②管理方法

マツダ病院から排出される医療廃棄物を適正に処理するため、その保管、収集、運搬及び処分に関する手順等必要な事項を定めたマツダ病院医療廃棄物管理規程に基づいて管理する。

特別管理産業廃棄物管理責任者(ICT)は、必要に応じて作成された処置計画書及び管理規程に基づいて医療廃棄物の排出、分別、梱包、中間処理等に係る具体的な実施細目案を作成し、上記委員会を通じて検討、承認のうえ、職員、清掃作業員等の関係者に周知・徹底する。

特別管理産業廃棄物管理責任者(事務系)は、保管中の特別管理産業廃棄物の種類及び量を把握し、必要に応じて処置計画作成等医療廃棄物の適正管理を行うとともに廃棄物等の処分（外部委託を含む）が適切に行われるよう指導監督する。

各取り扱い責任者はその所掌する部署において発生する廃棄物等が適切に分別され、指定された場所に搬出されることを確保するため、職員に対する指導、啓発を行う。

(3) 教育・研修

院内ネットワークに医療廃棄物管理規程を掲載、分別表や判断フローを周知するとともに、発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、業務会議や全体研修会、入職時研修会を通じて職員に定期的に教育・研修等を行う。担当者は、医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会も受講している。

5 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(1) 現状

感染対策の徹底により、防護具等の使用量および感染性廃棄物として処理するオムツの量、医療器具のディスポ製品等が増加によって排出量が増加傾向となっており、2022年度も新型コロナウイルス感染症対応のため、感染性廃棄物の総排出量がさらに増加した。

2023年度5月より新型コロナウイルス専用病床を撤廃したがコロナの受け入れは継続中であるため今後も感染性廃棄物の排出は同等と推測する

（目標 180Ton/年間 2022年実績 185.187Ton/年間 2021年実績 185.457Ton/年間 2020年実績 175.368Ton/年間 2019年実績 167.493Ton/年間 2018年実績 163.71Ton/年間）

(2) 具体的取り組み

2023年度の目標値は新型コロナウイルス感染症対応のため大きな減少は期待できないため180tとするが、引き続き、適切なおごみ分別、感染性廃棄物低減の取り組みを行う。

感染性廃棄物の分別に関する教育および院内巡視を継続的にを行い、廃棄物の減量化を推進する。

6 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

(1) 分別

①感染性廃棄物は、「形状」、「排出場所」、「感染症の種類」の観点から判断する。（添付資料1「感染性廃棄物の判断フロー図」参照）判断ができない場合、専門知識を有する者（医師、歯科医師及び獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

②非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては、感染性廃棄物と同等の取扱いとなる。

③血液が付着したオムツ、隔離対象患者のオムツは感染性廃棄物として処分する。

④「感染性廃棄物」は「感染性産業廃棄物」と「感染性一般廃棄物」とに分類されるが、感染性産業廃棄物の扱いで統一して扱うことは許される。

⑤感染性廃棄物は他の廃棄物と分別して排出する。ただし、感染性廃棄物と同時に生ずる他の廃棄物を感染性廃棄物と同等の取り扱いをする場合は、この限りでない。

(2) 分別の確認

①各部署担当者は、定時に点検して、廃棄物チェックリストに結果を記入し捺印する。

②分別できていない場合、その場で正しく分別し、原因を究明してスタッフに注意する等対応。

③当該チェックリストは各部署リーダー、取扱責任者が捺印後に院内感染対策チーム事務局に提出。（1年保存）

(3) 梱包

①感染性廃棄物の収集又は運搬を行う場合は、必ず専用感染性廃棄物容器に収納すること。

②容器に入った感染性廃棄物を他の容器に移し替えることは、飛散・流失防止の観点から、行わない。

③感染性廃棄物容器は、原則8分目になった時点で、配布されているゴム製ハンマーを使用し、密閉する。（手や足で廃棄物を押し込んだりしない）

④感染性廃棄物を収納した容器には、関係者が感染性廃棄物であることを識別できるようバイオハザードをつけるものとする。

7 特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

感染性廃棄物はその感染性のリスクの観点から再生利用は行わない。

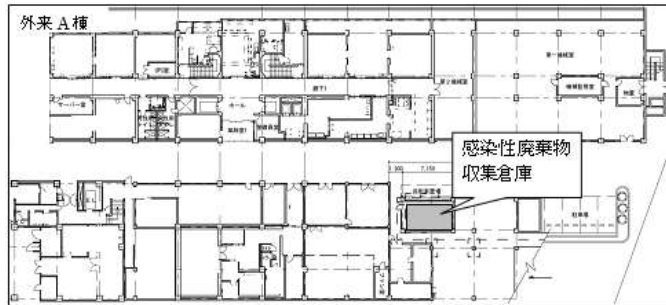
8 特別管理産業廃棄物の処理に関する事項

(1) 基本的事項

- ① 感染性廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守する。
- ② 発生した感染性廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③ 最終処分量の削減等について、数値目標及びその達成時期を定め実施する。また、これら処理に関する目標及び計画は、定期的に必要の見直しを行う。

(2) 施設の設置状況

感染性廃棄物の処理施設は設置しておらず、今後も設置の計画はない。処理はすべて外部委託している。収集・運搬業者による搬出は週2回（月・木曜日）、保管施設として感染性廃棄物収集倉庫（下図）があり、入退室に関しては警備室にて管理している。



(3) 委託の状況

収集運搬・処理に関しては下表の業者と適切な契約のうえ委託している。特別管理産業廃棄物管理責任者(事務系)は、廃棄物が最終処分まで適正に処理されたことを、処理業者から返送されるマニフェストにより確認し、管理簿を作成保管している。また、廃棄物処理施設の視察を年に1回行い、適正な処理であることを確認している。

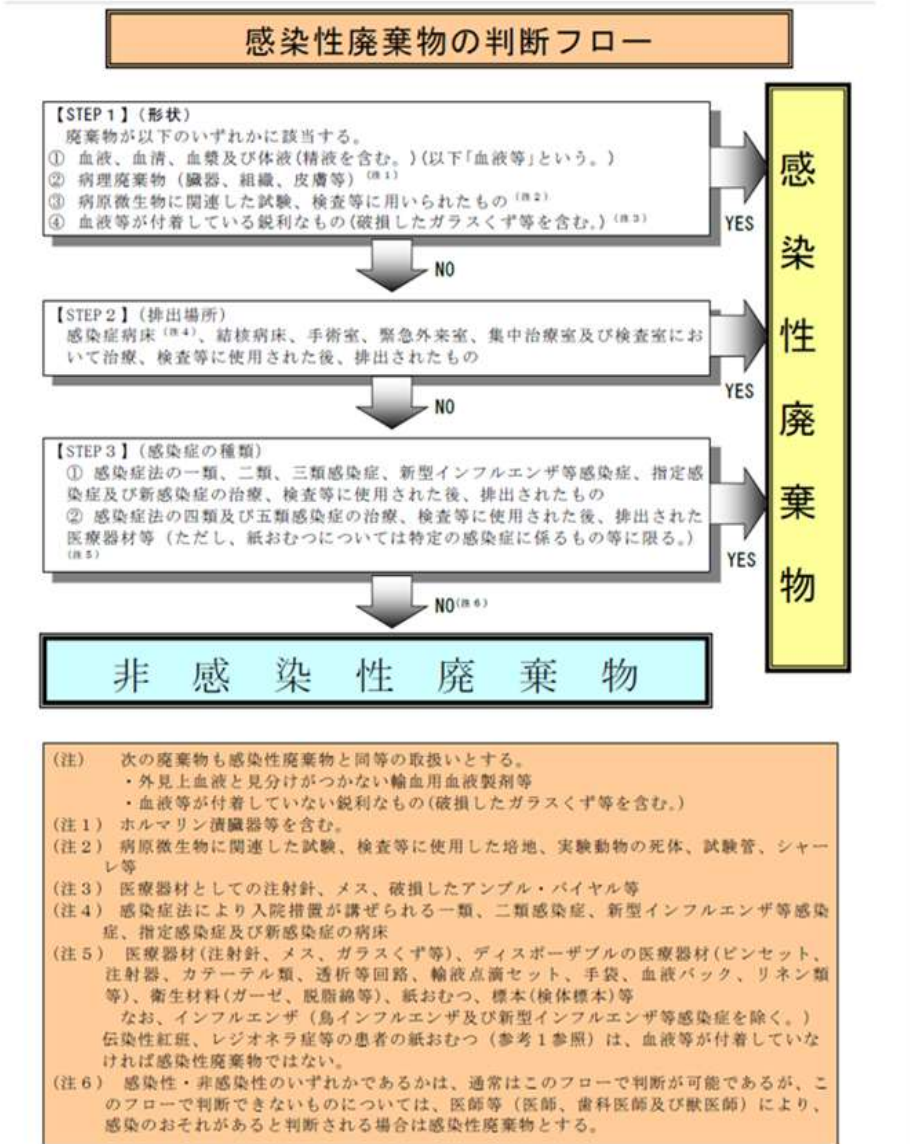
感染性産業廃棄物 感染性一般廃棄物	収集・運搬	株式会社衛生センター	許可番号 広島県 第 03450005026
	中間処理	株式会社衛生センター	許可番号 岡山市 第 08370005026

9 特別管理産業廃棄物を適正に処理するために講じようとする措置に関する事項

委託処理業者から産業廃棄物管理票の写しが返送されない場合その他委託した廃棄物の処理が適正に行われていないおそれがあると認められる場合には、当該委託処理業者に対して調査・確認を行うとともに、必要な措置を講じる。

添付資料1

感染性廃棄物の判断フロー <環境省 感染性廃棄物処理マニュアル平成29年版抜粋>



マツダ病院見取り図

